

うきは市内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、「うきは市内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を改正する。

令和 4 年 6 月 21 日

う き は 市

うきは市内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針

平成 24 年 10 月 22 日策定

令和 4 年 6 月 21 日改正

木材は、断熱性、調湿性等に優れ、リラククス効果があるほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる再生可能な資源である。その利用を推進することは、森林の持つ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成のほか、地域経済の活性化に資するものである。

この方針は、令和 3 年 10 月 1 日に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、うきは市内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針を以下のとおり定めるものである。

第 1 うきは市内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

市は、法第 13 条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、CLT（注 1）や木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

2 住宅における木材の利用の促進

市は、法第 14 条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建

築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

市は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、この方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

4 公共建築物等における木材の利用の促進

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第 2 条第 2 項各号及び同法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のとおりとする。

①市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く市民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、

公民館等)、公営住宅、公共交通機関の旅客施設等の建築物のほか、市の事務・事業又は職員の住居の用に供される建築物が含まれる。

②市以外の者が整備する①に準ずる建築物

これらの建築物には、市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設等の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物が含まれる。

(2) 市内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

以下のとおり施策の方向を定め、木材の利用の促進を図ることとする。

①公共建築物の木造・木質化の促進

公共建築物は、広く市民の利用に供するもので、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能であることから、公共建築物について、率先して木造化（注2）及び内装等の木質化（注3）を促進するものとする。

具体的には次の（3）の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化の促進を図るものとするとともに、木造化が困難な施設においても、内装等の木質化に努めることとする。

②公共土木工事における木材利用の促進

公共土木工事においては、周辺環境との調和を考慮した木材利用を積極的に促進する。また、土木用資材として、資源の有効利用及び環境に配慮した資材の活用の促進を図るものとする。

③備品等における木製物品の利用促進

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材を原材料として使用したものの利用の促進を図るものとする。

④木質バイオマス燃料の利用促進

公共建築物において使用される暖房器具やボイラーについて、適切な維持管理の必要性や木質バイオマスの安定的な供給確保等を考慮し、木質バイオマス利用の促進を図るものとする。

⑤市民等への普及・啓発

ア 消費者への普及・啓発

木材利用の意義や木材の良さについて、一般消費者にわかりやすく、直接訴えるなど、市民への集中的な普及啓発を図るものとする。

イ 住宅関係業界への普及・啓発

木材需要の大半は住宅資材として利用され、この分野での地元産材又は地域材（注4）の利用拡大を図ることは極めて重要であることから、工務店等の需要者に対して地元産材又は地域材の品質や供給体制等の情報を提供するなどの取り組みを促進するものとする。

(3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要がある、施工者が限定された工法を用いる場合が多いなど、現状では、コストや技術の面で木造化が困難な場合もある。

このため、公共建築物の整備においては、(1)の木材の利用を促進すべき公共建築物において進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き積極的に木造化を促進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることか

ら、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される以下の公共建築物については木造化を促進する対象としないものとする。

○木造化を促進する対象としない建築物の例

- ・ 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ・ 危険物を貯蔵又は使用する施設
- ・ 木造以外の構造であって伝統的建築物その他の文化的価値の高い施設
- ・ 文化財等を収蔵又は展示する施設で保安または防火上の目的から木造以外の構造とすべき施設 など

また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。

5 木材の利用の促進の啓発

市は、関係団体と連携し、市民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例の紹介等により、木材の利用の効果について積極的に市民への普及啓発を行う。特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間において、木材利用に関する関連イベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報の発信等を実施することにより、市民運動としての木材利用促進に取り組むものとする。

第2 市が整備する公共建築物等における木材の利用の推進

(1) 公共建築物の木造・木質化の推進

① 公共建築物の木造化

市は、その整備する公共建築物のうち、第1の4の(3)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について木造化を推進し、それ以外の公共建築物についても、CLTや木質耐火部材等の新たな建築用木材の利用も検討し、積極的に木造化を図る。

② 公共建築物の内装等の木質化

市は、その整備する公共建築物について、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進する。

なお、(1)の①及び②における木材利用にあたっては、市内の森林整備の促進、関連産業や山村等の振興を図るため、地元産材又は地域材を可能な限り使用するものとする。

(2) 公共土木工事における木材利用の推進

市は、公共土木工事において使用される工事用資材について、木材の利用を積極的に推進するものとする。また、公共土木工事における木材利用にあたっては、地元産材又は地域材を原則として使用するものとする。

(3) 備品等における木製品の利用推進

市は、公共建築物において使用される備品及び消耗品について、木材を原材料として使用したものの利用を推進するものとする。なお、文書ファイル、封筒、コピー用紙などは、間伐材を利用したものの利用を推進するものとする。

(4) 木質バイオマス燃料の利用推進

市が暖房器具やボイラー等を新設又は更新する場合は、施設整備や維持管理コスト

並びに維持管理体制等を考慮し、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

(5) 市が支援する補助事業等における木材利用の促進

市が支援する建築物の整備及び土木工事等の補助事業等の実施に当たっては、上記に準じて可能な限り積極的な木材利用が促進されるよう事業実施主体の理解を求めるものとする。ただし、事業実施主体に対して、過度な不利益を及ぼすような要請は行わない。

第3 市内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

(1) 木材の供給に携わる者の責務

建築物における木材の利用を促進するためには、その材料となる建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要となる。また、比較的大規模なものが含まれる公共建築物における木材利用の促進を図るためには、構造的特性に対応した長尺・大断面の木材や、CLT、木質耐火部材等の建築用木材が、適切かつ安定的に供給される必要がある。

このため、森林所有者や素材生産者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携し、林内路網の整備、林業機械の導入、施業集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、木材の製造の高度化及び流通の合理化、クリーンウッド法（注5）の趣旨を踏まえた合法性等の証明された木材の供給体制の整備等に取り組むなど、法第6条の規定にのっとり、木材の利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

(2) 木材の供給体制の強化

市は、(1)の木材供給に携わる者の取り組みを促進するため、以下の施策の推進を図り、木材の供給体制の強化を図るものとする。

① 原木の安定供給体制の強化

- ・集約化施業の推進
- ・林業事業者の技術向上による供給力強化
- ・低コストで効率的な作業システムの整備・普及
- ・森林組合と製材工場による原木供給協定の推進

② 加工・流通体制の強化

- ・製材工場の協業化の推進
- ・品質・性能が証明された製品の供給力強化

第4 その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 市の推進体制に関する事項

建築物における木材の利用の促進を効果的に図っていくため、朝倉地区森林・林業推進協議会等の関係団体を活用し、建築物における木材の利用の促進を図るものとする。

また、市は、国及び県と連携し、地方公共団体以外の者が整備する公共建築物等の情報や公共建築物等における木材の利用の促進に関する施策についての情報を収集し、木材の利用の促進を図れるよう情報を提供するなど必要な支援を行うものとする。

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮し、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討

するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

第5 この方針に定めるもののほか必要な事項

この方針に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

(注1)「CLT」とは、Cross Laminated Timber（直交集成板）の略。板の層を各層で互いに直交するよう積層接着した厚型パネルをいう。

(注2)「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

(注3)「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(注4)地元産材とは、市内及びうきは地区周辺で生産・加工された木材、地域材とは、県内や国内で生産・加工された木材をいい、輸入木材を除く。

(注5)「クリーンウッド法」とは、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律をいう。

適用

この方針は、令和4年6月21日から適用する。